

学校法人麻生教育学園役員退任功労金規程

第1条 この規程は、学校法人麻生教育学園役員の退任功労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人もしくは本法人が設置する学校において管理責任を負う役職を有する者で法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

第3条 退任功労金は、役員（非常勤の役員を除く）が退任又は在任中死亡したときに、別表第1によりこれを支給する。なお、この額の計算は、退任時に役員に支給していた役員報酬月額に別表第1の交付率を掛けた額とする。

ただし、不正その他の責に帰すべき事由により退任する場合は、その限りではない。

第4条 退任功労金は、在任中特に功労のあった役員、若しくは在任中死亡した役員又は15年以上在任した役員、その他特別の事情ありと理事長が認めた役員に対して理事会に諮り、別表第1によりこれを支給することができる。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、学校法人麻生学園（以下「麻生学園」という。）から引続き選任された常任役員の第3条に規定する在任期間については、当該常任役員が麻生学園に在任した期間を通算するものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、学校法人九州情報大学(以下、「九州情報大学」という。)から引続き選任された常任役員の第3条に規定する在任期間については、当該常任役員が九州情報大学に在任した期間を通算するものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

学校法人麻生教育学園役員退任功労金に係る交付率表

在 職 期 間	交 付 率	在 職 期 間	交 付 率
1 (年)	0. 5 2 2 (月)	2 3 (年)	2 8. 7 9 2 (月)
2	1. 0 4 4	2 4	3 0. 7 4 4
3	1. 5 6 6	2 5	3 2. 6 9 6
4	2. 0 8 8	2 6	3 4. 2 5 8
5	2. 6 1	2 7	3 5. 8 1 9
6	3. 1 3 2	2 8	3 7. 3 8 1
7	3. 6 5 4	2 9	3 8. 9 4 2
8	4. 1 7 6	3 0	4 0. 5 0 4
9	4. 6 9 8	3 1	4 1. 6 7 5
1 0	5. 8 5 6	3 2	4 2. 8 4 6
1 1	8. 6 6 7	3 3	4 4. 0 1 8
1 2	9. 5 2 6	3 4	4 5. 1 8 9
1 3	1 0. 3 8 5	3 5	4 6. 3 6
1 4	1 1. 2 4 4	3 6	4 7. 5 3 1
1 5	1 2. 1 0 2	3 7	4 8. 7 0 2
1 6	1 5. 0 2 1	3 8	4 9. 8 7 4
1 7	1 6. 4 2 6	3 9	5 1. 0 4 5
1 8	1 7. 8 3 2	4 0	5 2. 2 1 6
1 9	1 9. 2 3 7	4 1	5 3. 3 8 7
2 0	2 2. 9 3 6	4 2	5 4. 5 5 8
2 1	2 4. 8 8 8	4 3 以上	5 5. 6 3 2
2 2	2 6. 8 4		